

協同組合せとだサンプラザ発行の商品券をお持ちのお客様へ

商品券の利用終了及び払戻しの実施についてのお知らせ

平素は、ご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

協同組合せとだサンプラザ発行の『商品券』につきましては、**平成 29 年 11 月 30 日(木)**をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項等の規定に基づき、商品券の払戻しを実施させていただきます。

未使用の『商品券』をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

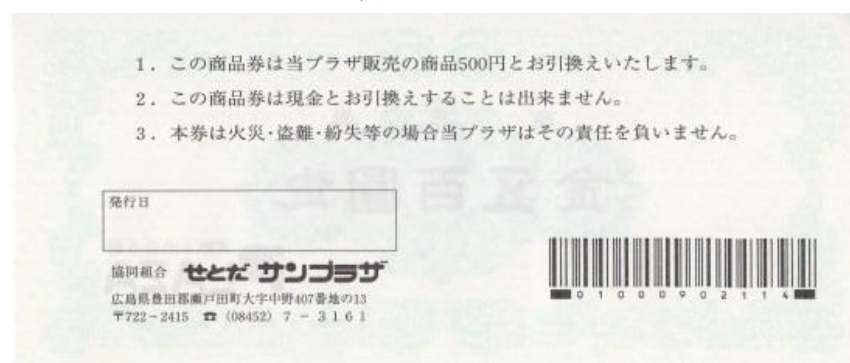
1. ご利用終了及び払戻し対象となる商品券について

下記記載のとおり、表面に「商品券」、裏面に発行者が「協同組合せとだサンプラザ」と記載されている額面 500 円の商品券

(表 面)



(裏 面)



2. ご利用終了日

平成 29 年 11 月 30 日(木)

3. 払戻し期間

平成 29 年 12 月 1 日(金)～平成 30 年 2 月 28 日(水)

※上記払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. お申し出方法及び払戻し方法

協同組合せとだサンプラザ事務局に未使用の商品券をご持参して下さい。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

郵送での受付はできません。

※払戻しができない商品券

- ①使用済み商品券
- ②破損により商品券番号が照会できない商品券
- ③3分の1以上が減失している商品券
- ④偽造されている商品券

5. 連絡先・お問合せ先

・協同組合せとだサンプラザ事務局

〒722-2415 広島県尾道市瀬戸田町中野407番地13 TEL(0845)27-3161

※受付・照会時間は、午前9時30分から午後7時00分まで